

ご存じですか？

ちいきほうかつしえん 和寒町 地域包括支援センターです

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な支援をする窓口です。ここからからだの健康や介護のことなど、さまざまな相談や悩みを聞いたり、介護予防や健康づくりについての助言や支援などを行っています。

こんな相談に応じます

・家族の介護につかれてしまった…。



・買い物や掃除が大変になってきた…



・お金の管理や契約に、自信がなくなってきた…。



・今のまま健康でいたいけど、どうすればいい？



相談は無料です。

個人の秘密は守られます、お気軽にご連絡ください。

私たちが担当します

保健師 酒井
社会福祉士 大場
主任ケアマネ 中川



和寒町地域包括支援センター
(保健福祉センター内)
電話 32-2000

年金あれこれ

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

◎国民年金保険料は全額が **社会保険料控除の対象** です！

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、令和3年中(令和3年1月1日～令和3年12月31日)に納められた保険料の全額です。(令和3年中に納めたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。)

日本年金機構から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛に発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは次のとおりです。

	発送時期	対象者
①	令和3年10月下旬	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます)

※ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

控除証明書に関するお問い合わせ：ねんきん加入者ダイヤル 電話番号 0570-003-004

〈受付時間〉・月～金曜日 午前8時30分～午後7時00分

・第2土曜日 午前9時30分～午後4時00分

・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用できません。

